## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

い に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	今和 5 (2022) 年度第 4 同 7 上 1 古初古社画家議会
附属機関等の名称	令和5(2023)年度第4回みよし市都市計画審議会
開催日時	令和6(2024)年3月18日(月曜日) 午後1時30分から午後2時20分まで
開催場所	みよし市役所3階 研修室1、2
出 席 者	(会長) 三宅章介 (副会長) 宮崎幸恵 (委員) 塚本克彦、村松具己(豊田警察署長代理) 伊熊竜彦(豊田加茂建設事務所長代理) 岩田信男、鰐部兼道、原田清明、坊農由有子 (事務局) 久野都市建設部長、舟橋都市建設部次長、近藤都市計画課長、 岡本副主幹、原田副主幹、御喜田技師、
次回開催予定日	令和6 (2024)年 5月
問合せ先	都市建設部都市計画課 担当者名 原田 電 話 0561-32-8021 ファクシミリ 0561-34-4429 メール toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下欄に掲載するもの	・ <mark>議事録全文</mark> ・議事録要旨 要約した理由 —
審 議 経 過	<次第> 1 あいさつ 2 報告事項 みどりと景観計画の改定について

会議録 開会 事務局

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、佐藤委員より欠席の連絡をいただいておりますが、本日の審議会につきましては、委員の2分の1以上の出席がありますので、審議会条例第6条第1項の規定により会議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、ただいまから、令和5年度第4回みよし市都市計画審議会を始めさせていただきます。はじめに、三宅会長よりごあいさつをお願いいたします。

三宅会長

皆様今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今年 度最後の審議会でありますけれども、今日はみどりの景観計画の改定について、 緑があってよかったと思える風向きになればよいと思っております。よろしく お願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは審議に移りたいと思いますが、審議会条例第5条第4項の規定により、会長が会の進行をすることとなっておりますので、三宅会長よろしくお願いいたします。

三宅会長

それでは、報告事項(1)『みどりと景観計画の改定について』事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは都市計画課原田から、報告事項「みどりと景観計画の改定について」 説明させていただきます。

本市のみどりと景観計画は、緑の基本計画と景観計画が一緒に盛り込まれて いる計画として、平成23年に策定いたしました。それぞれの計画の法的な位 置づけとしましては、緑の基本計画は、都市緑地法に、「市町村の緑地の保全及 び緑化の推進に関する基本的な計画」と規定されており、市町村の区域内にお ける緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施 するための計画であります。一方、景観計画は、景観法に、「景観行政団体が法 の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画」とされており、景観 まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関す る事項などを定めることができる計画であります。緑が豊かな本市は、多くの 緑を軸にした良好な風景、景観が存在していることから緑自体を適切に管理・ 保全、あるいは整備して増やしていくことと、緑を軸にした景観のまちづくり を一体的に行っていこうということで、2つの計画を1つにした、この「みど りと景観計画」を策定いたしました。今回の改定は、計画期間の満了に伴うも のでありますが、景観計画の策定手続きにおきましては、景観法第9条2項に、 『景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部 分について、あらかじめ、当該市町村都市計画審議会の意見を聴かなければな らない。』とう旨の規定があります。本市は、市内全域が都市計画区域となるこ とから、計画の改定につきまして皆様のご意見をお伺いしたく、報告事項とし てあげさせていただきました。

.

2/8

それでは資料1をご覧ください。まず、1. 計画の位置付けですが、先ほども少し触れさせていただきましたが、みどりと景観計画は、本市の緑と景観の総合的指針となるもので、「みよし市総合計画」及び「みよし市まちづくり基本計画」に即し、環境基本計画などの部門別計画と整合を図りつつ、都市緑地法及び景観法の考えにのっとり策定するものとなります。

次に2. みよし市の緑地の量についてですが、本市における緑地の量は、平成20年度末から令和3年度末にかけて、都市計画区域内で約74ha減少しています。このうち、都市公園などの施設緑地については、都市計画区域内で約20ha増加していますが、内訳をみると、都市公園の整備が進んでいる一方で、特に市街化調整区域において公共施設緑地及び民間施設緑地が減少している状況です。また、森林や農地などの地域制緑地については、都市計画区域で約81ha減少していますが、市街化区域では増加しているものの、市街化調整区域で約102haと大幅に減少している状況です。内訳をみると、森林で約33ha、農地で約72haの面積が減少しています。

次に、3. 計画改定の目的ですが、先ほどご説明いたしましたように直接的には現行計画の計画期間の満了に伴い改定するわけですが、近年の社会情勢の変化や上位計画の改定、市民の考え方の変化を踏まえて基本理念と目標、施策及びアクションプランを見直し、本市の緑と景観を一体的に保全・整備することを目的にしております。

次に4. 計画期間、対象地区ですが、令和6年度から令和15年度までの10年間、対象地区はみよし市全域としております。

次に5. みどりと景観計画策定までの経過と予定ですが、令和4年度には、11月から無作為抽出による市民アンケートを実施、12月1日、3月14日に第1回、第2回みどりと景観計画策定委員会を開催、3月22日は第1回みよし市みどりと景観審議会を開催いたしました。令和5年度には8月17日、11月17日に第3回、第4回みどりと景観計画策定委員会を開催し、12月22日から1月22日までパブリックコメントを行い、3月1日に第5回みどりと景観計画策定委員会を開催いたしました。今後の予定としましては、3月27日に第1回みよし市みどりと景観審議会を開催し、3月から4月に計画案の縦覧を2週間行い、4月から5月に計画を策定する予定となります。

次のページをご覧ください。 6. 計画の基本理念、基本目標、施策 (新旧対照) についてです。基本理念としましては、「みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ」としております。新旧どちらの基本理念も水と緑を大切にすることには変わりはないのですが、現行計画の基本理念には、それらを増やすのか維持していくのかあるいは質を高めていくのかのようなものがなかったのですが、今回は、「守り育み楽しむ」といようにどういう状態にしたいのかがニュアンスとして出てくるようなフレーズとしております。これは、全方位的に、言い換えれば漠然と水と緑を大切にするのではなく、これからは、みどりと景観を保全すること、育みながら質を高めていくこと、それらの行動を楽しみにつなげることが重要であると考え基本理念として設定いたしました。

次に基本目標及び施策ですが、基本理念を叶えるための手段となりますが、現行計画では、緑の基本計画と景観計画の施策を別々に分けて設定されていまし

たが、今回の改定でこれらを統合いたしました。例えば、みどりの維持管理をする場合でも、緑を景観として扱うことで質的な面で向上し、より親しみやすくなり、愛着や誇りが増し、さらには暮らしに安らぎや潤いをもたらす等の効果が期待できます。このように緑と景観が一体となった取組を増やすことで施策の相乗効果の拡大が期待できます。このような理由により施策の統合をいたしました。なお、各施策に基づいて、アクションプランを作成しておりまして、その中で新規アクションプラン一部ご紹介させていただきます。施策④眺望景観の保全・整備においては、三好丘緑地の浮雲の桟橋や三好丘桜公園の展望台のような眺望景観を保全していくために必要な施設の整備などを検討していく取組であります。また、施策⑥民間活力の導入に関する調査の実施におきましては、既存の公園等におきまして、オープンスペースを活用した民間活力の導入に関する調査の実施でありますが、身近な取組で言えば、キッチンカー等を活用した賑わいの創出なども考えております。

以上で、計画改定の目的、現行計画からの変更点を中心に説明させていただきました。計画書全体はホームページに掲載させていただいておりますが、約260ページとなっておりまして、分量が多いので本日は概要版を事前にお配りいたしました。それと、今申し上げましたことなどをお聞きになって意見や感想等が委員の皆様からいただければと思います。 以上で説明とさせていただきます。

三宅会長

ありがとうございました。それでは先ほどの事務局の説明について、何かご質問はありませんでしょうか。まず私の方からよろしいでしょうか。計画の新・旧がありますよね。この基本理念の部分で新は「みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ」とありますが、旧は「みよしらしい」が抜けております。策定委員会はこの「みよしらしい」をどのように理解してこの理念を決められたのかお伺いしたいです。

事務局

「みよしらしい」という言葉の中には、直接的には水と緑が豊かであるということを指します。市民の方が「みよしらしい」と聞いていろんなことを想像される方がいらっしゃると思いますが、未来に向けて「みよしらしい」をそれぞれの方が定義していくということが大切ですし、今ある水と緑の豊かさを指すことも大切だということで、この「みよしらしい」というワードを入れました。

三宅会長

他の市町村と比べて「みよしらしい」と言っているのだと思います。ただみよしには工業土地も田園風景もありますよね。このあたりの定義をしっかりしておいた方がよいと思います。都市計画審議会にも関係してくることだと思いますので、「みよしとはこういう所だ」という文言があってもよいと思います。

坊農委員

旧の施策A4巨樹・古木の保全とありますが、新の方ではどこにあるかわかりません。施策としてなくなるわけではなくて、どこかに入れこまれただけだとは思いますが無くしたわけではないですよね?また、新の13に市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくりとありますが、仕組み作りは大変良い

と思います。元々あったものでしょうか。これから他の計画もそうですけれども、市民や地域の人がもっと関わっていくような市になったらいいなと思います。仕組みづくりに関するアクションプランの中身はどんなものなのか興味があります。

事務局

概要版の6ページにアクションプランの取組とありまして、この部分に各取り組みがあり、巨樹・古木に関しては④-1に景観重要樹木の指定・維持管理の実施と入れさせていただいております。内容につきましては、もう少し細かいものは本計画の方を見ないと書いていませんが、項目はこちらで確認できるようになっております。

原田委員

基本理念の中の「まもる」という項目の中で「地域性緑地(地域に残る貴重 な緑)の保全」とありますが、具体的な事例で話をさせていただきたいです。 私の住んでいる地域で三好八幡社という神社がありまして、その周りに鎮守の 森があり、その周りに小中学校があり、一部区画整理によって住宅が近接した ところがあります。そこにお住まいの方から、鎮守の森からナラやクヌギとい った落葉樹が風で落ちて迷惑なので大きな木を切ってくれという依頼があり、 神社も困っています。昨年実際に神社の費用で大きな枝打ちをしました。ただ 地主さんからは、もっと根本から切ってくれという話も出ていますが、貴重な 緑地なので保全していかなければならず、枝打ちで対処しました。これに関し ては結構大きなクレーン車や高所作業で多額な費用がかかりました。維持して いく、周りと調和しながらやっていくことは非常に大変で、一方で住民さんは 落ち葉が網戸に詰まったり、迷惑がかかっているというのも事実です。適切に 維持していくことは費用がかかるものですので、アクションプランの中に行政 の支援というものもお願いできたらなと思いました。市内には鎮守の森や指定 緑地の周りの住宅地で困った所があるのではないかと思いまして、ぜひ住民と 緑地の管理がうまく持続して保全できるような仕組み作りをお願いしたいなと 思います。

三宅会長

神社が先にあって、そこに後から住宅が建って邪魔になってしまうのですね。この点につきましてはいかがでしょうか。

事務局

みよしにある神社はすべて緑化指定地区でして、下草刈りや消毒・軽剪定については補助金が出ますが、大規模な剪定につきましては補助していないのが現状です。大規模な場合はその都度市に相談していただき、市でやれる範囲を決めて対応していきたいと思います。もし今後そういう場合がありましたら、市に相談いただきたいです。

宮崎委員

名古屋市や他の市町村でも「住宅の前が落ち葉でいっぱいだから何とかしてほしい」とよく聞きます。ただ景観の面で考えると、樹種をどうするのかという問題ももちろんあります。また、基本的には落葉樹が非常に多い気がします。大きくなってくると倒木などの問題もあって、今は中木を植えようという動きがあるとも聞いています。樹種の選定もそうですし、景観を考えるときには緑

があることによって住民が享受している部分もあると思います。もちろん昔みたいに雪などで家の前を掃除する事が減ってきていますが、緑を皆で守っていくような気持ちを醸成していくことも必要かなと思います。行政が何かやってください、という気持ちもわかります。落ち葉が大変で、誰かがやらなければいけないけれども年齢もいろいろな方が住まわれているので、それを義務化されるのが嫌な気持ちもわかりますが、住民も行政も両方が緑を守る仕組みづくりが必要ではないかと思います。

塚本委員

同じような話がありまして、市が緑化で微々たるお金をくれますが、当然それだけでは賄えません。また、民地にある木の葉っぱが飛んでくるから切ってくれという苦情もたくさんあります。市はそれに補助金を出すのか、地域のコミュニティの中で処理できないのかという問題もあります。計画の中に、行政区だとか団体を巻き込んだ計画にしていかないと意味がないのではないかと思います。緑は地域にあるものなので、行政だけに守れ育めというのではなく、地域にあるものは地域で育むといった考えがあってよいと思います。

坊農委員

「団体を巻き込む」とか「住んでいる方の気持ちの醸成」というところから、 私個人で考えていることは、なかなかみよしはそれが難しいということです。 私は今みよし市ボランティア連絡協議会の会長で、ボランティア団体や地域の 方との繋がりがあります。また西三河ボランティア連絡会という西三河の市町 のボランティア連絡協議会の会議も出席しております。他の市町との付き合い の中で感じているのは、みよしのボランティアや地域活動は遅れていて広がり を見せないなということです。地域の方の気持ちの問題もありますが、仕組み づくりが足りていないと思っています。住んでいる方の気持ちの醸成が関わっ てくると思いますので、アクションプランの中で仕組みづくりがうまくいくよ うな内容になればなと思っています。

原田委員

概要版の7ページに市民等の役割とあります。市民等は積極的かつ継続的に 緑の保全や緑化活動等により緑を「まもる」「はぐくむ」とともに、みんなで楽 しみながら取り組むことが重要です。また、行政や民間事業者と連携・協働し て取り組むことも求められますという控えめで受け身的な言葉になっています が、ここが非常に大事なところかなと思うのでもう少し言葉を変えてもらえる といいなと思います。

事務局

求められるという表現になっているところですが、取り組むことが必要です、と義務的にとらえられてもいけないと懸念します。楽しむということ自体が、仕掛けは行政だったりするのかもしれませんが、次第に市民意識が醸成されていくような、市民が楽しめる取り組みを考えて企画していくことに繋がっていけばいいなと考えます。義務感が出ちゃうとよくないという思いもありまして表現として難しいなと感じておりますが、求められますよりは少し積極的に市民の役割が大きく出るような表現の方がよいのかなと感じました。

原田委員

最終的には先ほどおっしゃられていた仕組みづくりをどう行政が仕掛けてい

って動かしていくかが肝になると思います。そこをしっかりやっていただければ良いのかなと思います。

坊農委員

市民等の役割とありますが、市民としていきなり役割と見るとびっくりします。何かさせられるのかなとか何かしなければいけないのかなと思うので、もう少しソフトな表現がいいかなと思います。あくまでボランティアですが自発的ではない息苦しさを感じます。

鰐部委員

住んでいる人がいかにそこを守っていくというような状況を作っていく仕組みづくりが一番良いと思います。最近私の行政区では神社の木を綺麗に伐採しました。行政区の区長さんと、その行政区の人と行政区にいる造園業者と一体となってほとんど費用を使わず周辺を伐採して綺麗にしました。人によって状況が変わってしまうということです。皆で守るというのを強調して入れておいた方がいいと思います。緑化は行政にお願いするだけでなく、自分たちで守っていくことが大事だと感じます。

塚本委員

みよしは県下で公園の一人当たり面積がとても大きい市です。それだけあるということは、草刈りや剪定で莫大な金額をランニングコストで使っているということです。また、民間や企業はそこまでお金をかけられないから放置されたままになっています。市民の役割という表現が引っかかっていると思いますが、みよしに住んでいるのであればこういう役割があるんですよと定義しているということです。協働で緑を守っていく、楽しむというところが弱いと感じます。

宮崎委員

言葉にすると確かに市民から見れば、やらなければいけないかなと思っても らっても困るなというのもわかります。先ほどおっしゃった事業者と市民と行 政のどれが欠けてもうまくいかないのでうまくネットワークを組みましょうと いうことです。また色々な行政が「私の好きな景観」を実施すると意外と皆さ んそこに行ったりします。みよし市ではシダレザクラとクスノキが指定されて いますよね。その時は市民の声から指定されたのですか?仕掛けはしないとい けませんが、イベントをすると皆さん関心をもって街を出歩くと思います。

事務局

シダレザクラとクスノキは公募ではないですが、景観百選を広報誌やホームページで募集するということは行っております。そういう中で、イベントを実施すると市民意識の醸成を図れると感じていますので、多くやっていけば繋がっていくのかなと考えております。

三宅会長

木の選定など具体的に決めるには策定委員会や審議会に諮るのですか?

事務局

街路樹はすでに樹種が計画にて決まっています。公園に植える木は特に決まっていません。常緑ばかりでは冬に日影がなくなってしまう問題もありますので、落葉樹や、メインは花の咲く木として樹種選定をしています。みよしは公園の整備率がかなり上がってきていまして、市民の皆様に公園や緑に愛着を持

ってもらうには、公園を作る段階から皆様に積極的にご意見を出していただく ことが必要だと思います。新しくみよしに入ってきた方たちをどうやって巻き 込んでいくかが難しいところだと思います。

三宅会長

資料1の2みよし市の緑地の量ですが、都市計画区域で74へクタール減少しているとあります。また施設緑地が20ヘクタール増加しているということですが、このままいくと都市計画区域内の緑地が減って、通常の緑地がどんどん減っていくということでしょうか。こういうことを念頭に置いておかないと、自然のものがなくなっていくということですね。都市化していく中では仕方ないこととは思いますが、これに応じてどう整備していくかが大切だと思います。

事務局

大まかに話すと主に開発によって緑地が減っています。中でも農地の減少が 1番大きく影響しています。そこは農地を持たれている地主さんの意向もあり ますし、それを止めるということは実際難しいところです。広がっている田園 風景はみよしの一つの景観でありますが、開発で減ってしまう緑がある一方で 今ある公園や鎮守の森などをなるべく保存して維持管理をし、保全をしていこ うという計画となっています。計画だけで縛ったりすることは難しいんですけ れども、これからは量より質なのかなと思いますので、そういう考えを浸透さ せて改定を進めてまいります。

三宅会長

みよしの人口計画はこれからも増えていく予定ですよね。

事務局

これから微量に増えていって、将来的には人口減少も予測しています。

三宅会長

他にご意見はございませんでしょうか。ではこれからの改定の流れをお話しいただいて事務局にお返しします。

事務局

あらためて説明させていただきます。資料1より今後の予定といたしましては、3月27日にみどりと景観審議会にて諮問しまして、答申をいただきましたら計画の案を2週間縦覧します。その後4月から5月にみどりと景観計画を策定するといった流れになっております。

事務局

ありがとうございました。それでは、全体を通しまして何かご質問はありませんでしょうか。本日の審議会につきましては、閉会とさせていただきます。 次回の審議会は、来年の4月中旬頃に日程のご連絡をさせていただきますので、 御協力をお願いします。

それでは、これをもちまして令和5年度第4回みよし市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。